

青森県消費者協会事例検討委員会設置要綱

(目的)

第1 特定非営利活動法人青森県消費者協会（以下「法人」という。）は、法人定款第3条に掲げる目的を達成するため、同第52条第1項の規定に基づき、青森県消費者協会事例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 検討委員会は、多様化する消費者被害の救済及び未然防止等のため、次の事務を行う。

- 1 調査・研究・情報収集
- 2 事業者に対する質問、照会
- 3 事業者の不当な行為等の是正・改善等の申入れ

(構成)

第3 検討委員会は、前条の事務を的確に行い、その任に当たることが適当と認めた法律の専門家、消費生活相談員等であって、法人の理事長が委嘱する委員をもって構成する。

(委員長)

第4 検討委員会の委員長は、委員の中から法人の理事長がこれを指名する。

(権能)

第5 検討委員会は、第2の3に当たる事務を行うときは、あらかじめ法人の三役理事会の承認を得るものとする。但し、その承認は、検討委員会が第1の目的達成に必要な機動性を確保するために包括的なもので足りる。

2 検討委員会は、申入れの結果を適宜理事会に報告する。

(事務局)

第6 検討委員会に事務局を置き、法人の職員をもって充てる。

2 事務局は、検討委員会の運営等に関する事務を処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第8 この要綱は、理事会の議決を経て改正することができる。なお、改正に当たっては、あらかじめ、検討委員会における合議を経ることとする。

附 則

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月24日から施行する。